平成２２年（フ）第１４０５号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―724
債務者　萩原　武志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１４号
京都府城陽市平川東垣外56番地の１　丸美マンション207号
債務者　鬼原美紀子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２３号
京都市伏見区石田森南町34番地　都市公団醍醐石田団地15―804
債務者　山本タクシーこと　山本　　忠
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２９号
京都市北区大宮一ノ井町29番地の１
債務者　疋田　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３６号
京都市下京区西七条南月読町93番地１　貞金マンション202号室
債務者　木房　義明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ１―503号
債務者　田中　睦子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９５号
奈良県天理市東井戸堂町446番地１
債務者　羽根　鉄男
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
奈良県天理市富堂町133番地５
債務者　清水　京子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１１号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町232番地１
債務者　松並　輝樹
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２０号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目21番64号104号室
債務者　松浦　耕作
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
奈良市登美ヶ丘３丁目12番７号　エレガンス登美ヶ丘202号
債務者　中谷　真記
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３５号
奈良県天理市佐保庄町10番地６
債務者　滝井　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
奈良県五條市中之町1731番地の１
債務者　尾﨑　正美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４８号
奈良県吉野郡野迫川村大字北股287番地
債務者　萬谷　　均
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１５２号
広島県呉市焼山中央６丁目３番31号
債務者　ジャングルこと　米　　昌一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３８５号
徳島市佐古七番町６番19号　田村マンション205号室
債務者　松本　建志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
愛媛県宇和島市宇和津町１丁目２番24号
債務者　新田　一詩
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６７号
高知県高岡郡佐川町甲1709番地
債務者　桑名　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　高知地方裁判所須崎支部